

# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画の望ましい環境像「人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造」の実現に向け、効率的に計画を推進していくため、市民・事業者・市のそれぞれが行動し、連携していくことが必要です。

そのため、本市の環境に関する施策の総合的な調整と適正な進行管理を効果的に実施していくことが必要です。

#### (1) 推進体制

市は、地域コミュニティや市民団体、事業者などと連携、協働を図りながら環境基本計画の推進を図っていきます。

また、広域的な取り組みを必要とする施策については、国や県、近隣自治体と連携を図りながら、施策を展開していきます。

##### ① 庁内組織

第2次計画を総合的・計画的に推進するため、庁内関係部局の代表からなる環境基本計画に関する総合調整を図る組織により、関連する各担当部局との総合調整を行います。

##### ② 事務局

環境課を事務局とし、第2次計画に関する各担当部局等からの情報の取りまとめや分析、各会議の連絡調整などの事務処理を行い、「栗原市環境審議会」へ報告・諮問を行います。また、「栗原市環境審議会」からの提言・答申を受け、第2次計画の進捗状況の取りまとめや公表などを行います。

加えて、環境に関する各種の情報や支援制度などの情報収集を実施し、地域コミュニティや事業者に情報提供を行います。

##### ③ 栗原市環境審議会

栗原市環境基本条例第21条に基づき設置され、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、総合的に調査・審議を行い、環境基本計画の進行管理、施策や事業の推進及び見直しについて、総合的に審議します。

## 2. 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進するためには、計画の内容や取組方法について、策定後の環境の変化や実施した施策の内容等を検証しながら、継続的な改善を図っていくことが重要です。

そこで、市が全体の進行管理を行うに当たり、本計画の実効性を確保していくため、PDCA サイクルの考え方を採用します。

### (1) 評価と計画の見直し

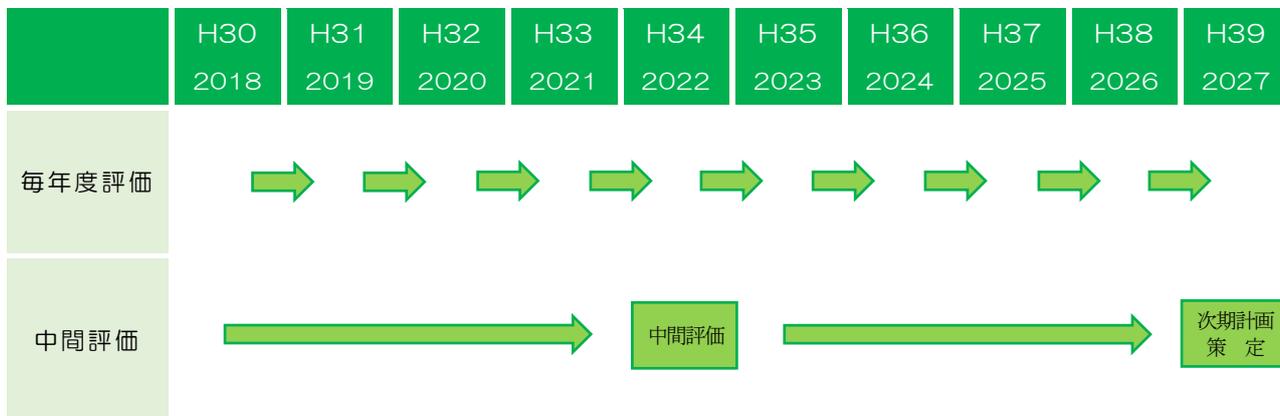
#### ① 毎年度評価

毎年度、市の施策を評価し、必要に応じて市の施策の個別事業を見直します。

#### ② 中間評価

計画の5年目となる平成34（2022）年度に中間評価を実施し、市の各種計画や環境の変化などを考慮しながら、必要に応じて計画を見直します。

《 毎年度評価と中間評価 》



《 PDCA サイクルのイメージ 》



